

リスク管理態勢

■リスク管理態勢

金融の自由化、国際化、金融技術の高度化等の進展ともない、金融機関が抱えるリスクは一段と多様化、複雑化しています。

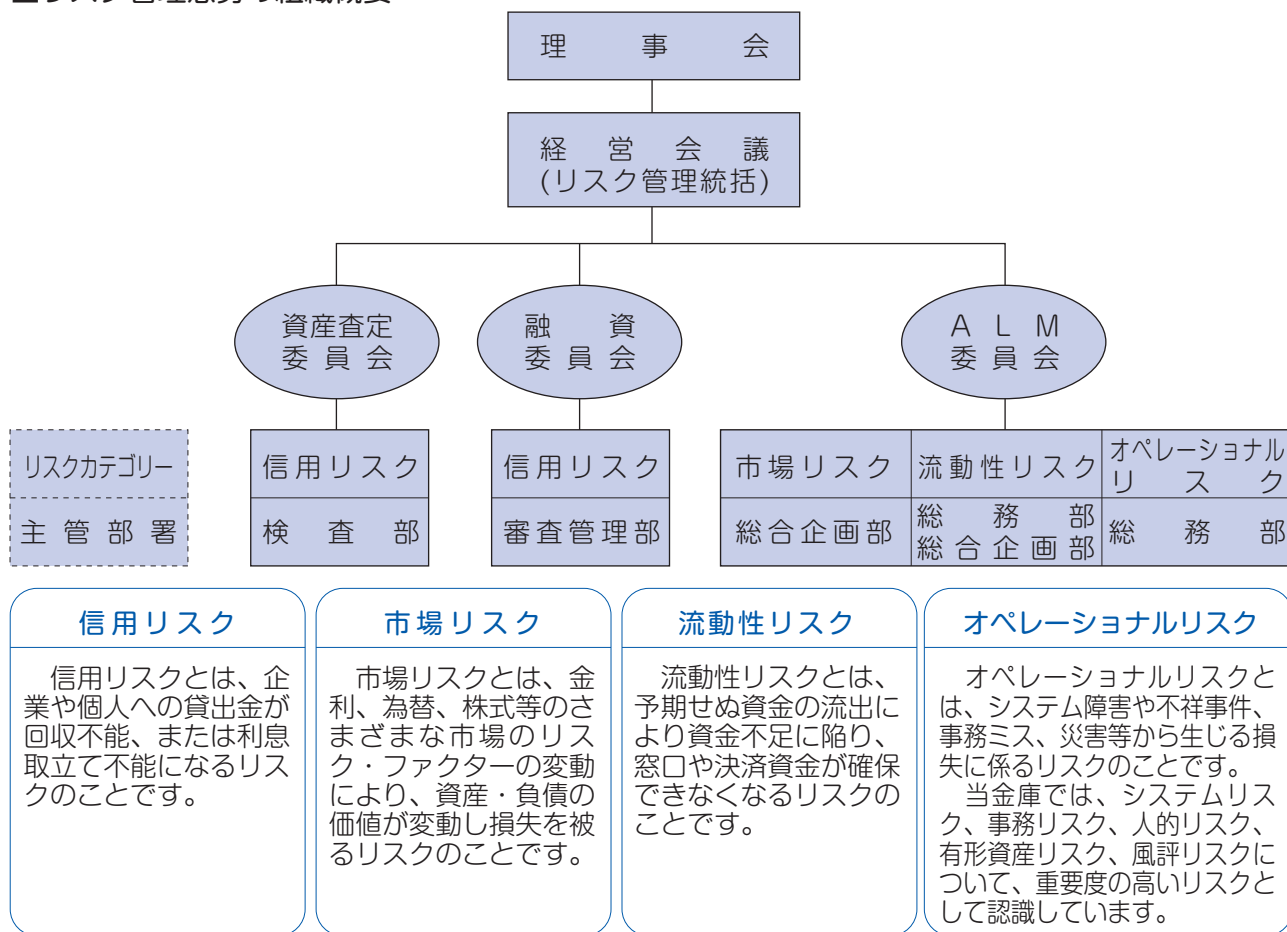
こうした環境下、今後とも継続して地域に貢献していくためには、従来以上に適切なリスク管理を行っていく必要があります。当金庫では、リスク管理の強化を重点施策として位置づけ、管理すべきリスクをその特性により「コントロールすべきリスク」と「極小化すべきリスク」に大別し管理することとしております。

「コントロールすべきリスク」は信用リスク、市場リスク、流動性リスクとし、リスクの計量化、相互牽制態勢の強化等の管理手法により対応しており、これらのリスクを管理し適正に経営資源を配分することにより収益の確保に努めています。

一方、「極小化すべきリスク」はオペレーショナルリスク（システムリスク、事務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク）とし、権限・事務手続きの明文化、内部検査の強化等により対応しており、これらのリスクを管理することにより当金庫の信頼性の確保を図っています。また、リスク管理の基本方針および各リスクの管理方針を定め、リスク管理を統括する経営会議とその下部組織としてALM委員会、資産査定委員会、融資委員会の設置によるリスク管理態勢の構築により、各種リスクの分析と確実なリスクの回避による適切な収益の確保に積極的に取り組んでおります。

さらに、多様なリスク資産への分散投資を推進することに伴い、統一的リスク管理の手法を導入し、適切なリスクコントロールを実施しています。具体的には、市場リスク、信用リスクについてリスク量を把握することによって、経営体力（自己資本）の範囲内でリスクテイクを行う仕組みとしています。

■リスク管理態勢の組織概要



用語のご説明

・バーゼルⅢ

バーゼルⅢはスイスの都市バーゼルにある国際決済銀行（Bank for International Settlements）に事務局があるバーゼル銀行監督委員会が定めた金融機関の自己資本比率規制のことをいいます。

具体的には国際的に業務を展開している銀行を対象に自己資本の質と量を見直し、普通株と内部留保などからなる「中核的自己資本（Tier1）」を、投資や融資などの損失を被る恐れがある「リスク資産」に対して、一定割合以上持つように義務づけるものであります。

一方、当金庫を含む国内業務のみを行なう金融機関に対しては、バーゼルⅢで意図されたことの中から、良い部分を取り入れたものを最終的な国内基準（新しい自己資本比率規制）として平成26年3月31日から施行されることとなりました。

具体的にはこれまで通り最低自己資本比率4%という基準を維持しつつ、自己資本の質を強化することを目的とした規制となっています。

- 27 ①自己資本の構成に関する事項
- 28 ②自己資本の充実度に関する事項
- 29 ③信用リスクに関する事項
- 31 ④信用リスク削減手法に関する事項
- 31 ⑤派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項
- 31 ⑥証券化エクスポージャーに関する事項
- 32 ⑦出資等エクスポージャーに関する事項
- 33 ⑧オペレーショナル・リスクに関する事項
- 34 ⑨金利リスクに関する事項

※連結における開示事項については、対象がないため表示しておりません。

用語のご説明

■自己資本比率規制の3つの柱について

自己資本比率規制は、次の3つの柱で構成されています。

・第1の柱

金融機関が保有する信用リスクとオペレーショナル・リスクに対して保有すべき最低所要自己資本比率を定めています。海外拠点のない金融機関が対象となる国内基準では、自己資本比率が4%以上あることが求められています。

バーゼルⅢでは、自己資本の質を強化することを目的としており、普通出資金、優先出資金と過去の利益の蓄積である内部留保に限定しています。

・第2の柱

「第1の柱」の対象となっていないリスク（銀行勘定の金利リスク、信用集中リスク※など）も含めた統合的なリスク管理と監督当局による検証が求められています。

・第3の柱

適切な開示を通じて、お客様から監視（評価）されることによる規律付けについて定めています。ディスクロージャー誌において、自己資本比率とその内訳、各種リスクの管理方法手続きやリスク量・計算手法等について、適切に情報開示することが求められています。

※信用集中リスクとは、与信が特定の業種や貸出先に偏ることによって生じるリスクをいいます。

※当金庫では、引き続き収益力の強化や自己資本の充実をはかるとともに、適切なリスク管理に努め、健全経営の維持を目指します。

自己資本の充実の状況等

■単体における事業年度の開示事項

(1) 自己資本の構成に関する事項

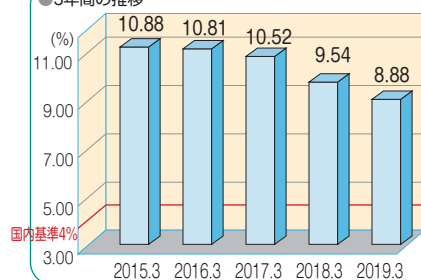
(単位：百万円)

項目	2017年度	経過措置による 不算入額	2018年度
コア資本に係る基礎項目 (1)			
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	4,236		4,363
うち、出資金及び資本剰余金の額	1,147		1,149
うち、利益剰余金の額	3,122		3,249
うち、外部流出予定額(△)	34		34
うち、上記以外に該当するものの額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	599		676
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	599		676
うち、適格引当金コア資本算入額	—		—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価格の差額の45%に相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—		—
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	4,835		5,039
コア資本に係る調整項目 (2)			
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	3	0	18
うち、のれんに係るものの額	—	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3	0	18
繰延税金資産(一時差異以外に係るもの)	19	4	—
適格引当金不足額	—	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—	—
負債の時価評価により時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—	—
前払年金費用	—	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の資本調達手段等	—	—	—
少額出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資の額	—	—	—
特定項目に係る10%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
特定項目に係る15%基準超過額	—	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—	—
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	23		18
自己資本			
自己資本の額 (イ) - (ロ) (ハ)	4,812		5,021
リスク・アセット等 (3)			
信用リスク・アセットの額の合計額	48,053		54,084
資産(オ・パ)項目	47,483		53,620
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△1,004		△127
うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	0		—
うち、繰延税金資産	4		—
うち、前払年金費用	—		—
うち、他の金融機関等向けエクスポージャー	△1,035		△285
うち、上記以外に該当するものの額	24		157
オ・パ)取引等項目	484		461
CVAリスク相当額を8%で除して得た額	84		1
中央清算機関関連エクスポージャーに係る信用リスク・アセットの額	0		0
オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,362		2,450
信用リスク・アセット調整額	—		—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—		—
リスクアセット等の額の合計額	50,415		56,534
自己資本比率			
自己資本比率 (ハ) / (ニ)	9.54%		8.88%

(注) 1. 金額、比率とも単位未満を切り捨てています。
2. 信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当かどうかを判断するために金融庁長官が定める基準(平成18年金融庁告示第21号)に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準を採用しております。

■単体自己資本比率(国内基準)

●5年間の推移



●自己資本比率

自己資本比率は金融機関の健全性を示す重要な指標で自己資本比率の水準(自己資本の充実の状況)により経営改善計画の作成等の「早期是正措置」が発動されることがあります。

自己資本比率は金融庁長官が定める基準や算式に基づき算出しますが、国内のみで営業を行う信用金庫の場合、国内基準で4%以上を維持するように定められています。

●当金庫の自己資本比率について

今期の自己資本比率は8.88%となりました。有価証券および貸出金の増加などによりリスクアセットが増加したため、前年度比0.66ポイントの低下となりましたが、内部留保の充実を図っており、国内で業務を行う金融機関に必要とされる自己資本比率4%を上回る水準を今期も維持しております。

●自己資本調達手段の概要

自己資本は、地域のお客さまからお預りしている出資金および当金庫が積み立てている積立金で構成されています。

用語のご説明

・コア資本

自己資本比率規制の中で使われる概念で、出資金や利益準備金、特別積立金などで構成されています。

・オフ・バランス取引

外国為替予約取引など取引時点で元本の移転を伴わず、貸借対照表に計上されない取引をいいます。

自己資本の充実の状況等

(2) 自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	2017年度		2018年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスクアセット・所要自己資本の額 合計	48,053	1,922	54,084	2,163
① 標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	48,973	1,958	50,659	2,026
現金	-	-	-	-
我が国の中央政府及び中央銀行向け	-	-	-	-
外国の中央政府及び中央銀行向け	19	0	-	-
国際決済銀行向け	-	-	-	-
我が国の地方公共団体向け	-	-	-	-
外国の中央政府以外の公共部門向け	1	0	-	-
国際開発銀行向け	-	-	-	-
地方公共団体金融機構向け	4	0	-	-
我が国の政府関係機関向け	164	6	312	12
地方三公社向け	-	-	39	1
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	4,687	187	4,463	178
法人等向け	21,382	855	23,879	955
中小企業等向け及び個人向け	9,270	370	9,559	382
抵当権付住宅ローン	890	35	859	34
不動産取得等事業向け	3	0	-	-
三月以上延滞等	591	23	483	19
取立未済手形	-	-	-	-
信用保証協会等による保証付	76	3	77	3
株式会社企業再生支援機構等による保証付	-	-	-	-
出資等	1,945	77	544	21
出資等のエクスポージャー	1,945	77	544	21
重要な出資のエクスポージャー	-	-	-	-
上記以外	9,937	397	10,439	417
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポージャー	1,725	69	475	19
信用金庫連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポージャー	396	15	396	15
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクスポージャー	24	0	157	6
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクスポージャー			-	-
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクスポージャー			-	-
上記以外のエクスポージャー	484	19	461	18
② 証券化エクスポージャー	-	-	-	-
証券化				
STC要件適用分			-	-
非STC要件適用分			-	-
再証券化	-	-	-	-
③-1 複数の資産を裏付とする資産（所謂ファンド）のうち、個々の資産の把握が困難な資産	-	-		
③-2 リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー			3,550	142
ルックスルー方式			3,550	142
マンドート方式			-	-
蓋然性方式（250%）			-	-
蓋然性方式（400%）			-	-
フォールバック方式（1250%）			-	-
④ 経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	30	1	157	6
⑤ 他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクスポージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△1,035	△41	△285	△11
⑥ CVAリスク相当額を8%で除して得た額	84	3	1	0
⑦ 中央清算機関関連エクスポージャー	0	0	0	0
ロ. オペレーショナル・リスク相当額を8%で除して得た額	2,362	94	2,450	98
ハ. 単体総所要自己資本額（イ+ロ）	50,415	2,016	56,534	2,261

- (注) 1. 所要自己資本比率=リスクアセット×4%
 2. 「エクスポージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）ならびにオフバランス取引および派生商品取引の与信相当額です。
 3. 「三月以上延滞」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヶ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーおよび「ソブリン向け」、「金融機関向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポージャーのことです。
 4. オペレーショナル・リスクについて、当金庫は基礎的手法を採用しております。

$$\frac{\text{（オペレーショナル・リスク（基礎的手法）の算定方法）}}{\text{粗利益（直近3年間のうち正の値の合計額）} \times 15\%} \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の分母の額×4%

自己資本の充実の状況等

(3) 信用リスクに関する事項 (証券化エクスポージャーを除く)

●リスク管理の方法および手続きの概要

信用リスクとは、取引先の倒産や財務状況の悪化などにより、貸出金が回収不能、または利息取立て不能になるリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するため、融資委員会を設置し与信ポートフォリオ管理をはじめ信用リスク管理の徹底を図るとともに、貸出審査管理部門と営業推進部門を分離し、厳格な審査体制を取っております。

信用リスク評価は、小口多数取引の推進によるリスク分散の他、与信ポートフォリオ管理として、自己査定による債務者区分別、業種別、さらには与信集中によるリスクの抑制のための大口与信先の管理など、さまざまな角度からの分析に注力しております。また、将来予想される損失については、法令等に基づき厳格な資産の自己査定を実施し、適切な償却・引当を実施するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めています。

●リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関

リスク・ウェイトの判定に使用する適合格付機関は、以下の4つの機関を採用しています。なお、エクスポージャーの種類ごとに適合格付機関の使い分けは行っておりません。

なお、自己資本比率算出方法には、あらかじめ定められたリスク・ウェイトを使用する標準的手法と金融機関の内部格付に基づきリスク・ウェイトを決定する内部格付手法があり、当金庫は標準的手法を採用しております。標準的手法は、リスク・ウェイトの判定に適合格付基準の信用評価 (外部格付) の区分毎に定められたリスク・ウェイトを使用することとなります。

- | | |
|---------------|--------------------------------|
| 1. 格付投資情報センター | 3. スタンダード・アンド・プアーズ・レーティング・サービス |
| 2. 日本格付研究所 | 4. ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク |

イ. 信用リスクに関するエクスポージャーおよび主な種類別の期末残高 <地域別・業種別・残存期間別> (単位: 百万円)

地域区分 業種区分 期間区分	信用リスクエクスポージャーの期末残高						三月以上延滞 エクスポージャー	
			貸出金、コミットメントおよびその他のデリバティブ取引以外のオフ・バランス取引		債券			
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
国 内	95,152	105,911	48,192	54,617	19,210	28,794	1,007	779
国 外	100	100	—	—	100	100	—	—
地 域 別 合 計	95,252	106,012	48,192	54,617	19,310	28,894	1,007	779
製 造 業	2,661	3,124	2,198	2,227	462	896	2	2
農 業、林 業	368	507	368	507	—	—	2	1
漁 業	370	388	370	388	—	—	111	73
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	3,970	4,543	3,970	4,543	—	—	116	87
情 報 通 信 業	202	997	1	—	100	37	—	—
運 輸 業、郵 便 業	5,017	5,371	4,335	4,297	681	1,073	—	42
卸 売 業、小 売 業	2,472	2,816	2,172	2,516	300	300	13	—
金 融、保 険 業	31,683	31,365	2,065	3,264	4,473	9,086	—	—
不 動 産 業	6,518	7,185	5,917	6,389	600	795	533	383
電 気、ガ ス、熱 供 給、水 道 業	4,449	5,934	3,020	4,708	1,428	1,226	—	—
物 品 賃 貸 業	168	142	168	142	—	—	—	—
学 術 研 究、専 門 技 術 サービス 業	188	448	188	448	—	—	—	4
宿 泊 業	2,218	2,262	2,218	2,262	—	—	30	28
飲 食 業	689	723	689	723	—	—	6	6
生活関連サービス業、娯楽業	1,021	596	1,021	596	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	52	46	52	46	—	—	—	—
医 療、福 祉	1,550	1,849	1,550	1,849	—	—	—	—
その他のサービス	1,103	1,602	1,093	1,234	1	359	66	65
国・地方公共団体等	10,084	13,483	2,441	3,794	7,643	9,688	—	—
個 人	14,346	14,673	14,346	14,673	—	—	122	82
そ の 他	6,113	7,947	—	—	3,617	5,429	—	—
業 種 別 合 計	95,252	106,012	48,192	54,617	19,310	28,894	1,007	779
1 年 以 下	14,586	19,372	9,955	10,226	—	400	—	—
1 年 超 3 年 以 下	11,173	5,598	2,358	2,069	500	409	—	—
3 年 超 5 年 以 下	10,028	7,704	2,178	2,295	3,949	5,409	—	—
5 年 超 7 年 以 下	7,550	7,887	3,239	3,451	2,311	2,575	—	—
7 年 超	39,636	53,823	30,174	36,288	8,862	14,134	—	—
期間の定めのないもの	12,277	11,626	286	285	3,686	5,966	—	—
残 存 期 間 別 合 計	95,252	106,012	48,192	54,617	19,310	28,894	—	—

- (注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除く
 2. 「三月以上延滞エクスポージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3ヵ月以上延滞している債務者に係るエクスポージャーのことです。
 3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクスポージャーです。具体的には現金、有形固定資産などが含まれます。
 4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。
 5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

自己資本の充実の状況等

ロ. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

(単位：百万円)

	期末残高		期中の増減額
	2017年度	2018年度	
一般貸倒引当金	1,074	1,123	16
個別貸倒引当金	1,085	1,090	△ 368
合計	2,160	2,214	△ 352
			54

(注)期首の残高および当期増加額、当期減少額については、47ページの貸倒引当金内訳をご覧ください。

ハ. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

(単位：百万円)

業種区分	個別貸倒引当金				貸出金償却	
	期末残高		当期増減額			
	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
製造業	68	62	△ 18	△ 5	-	0
農業、林業	5	7	△ 7	1	-	-
漁業	14	7	△ 38	△ 6	36	-
鉱業、採石業、砂利採取業	-	-	-	-	-	-
建設業	315	334	161	19	9	-
情報通信業	-	-	-	-	-	-
運輸業、郵便業	30	34	4	4	-	-
卸売業、小売業	128	125	22	△ 3	-	-
金融、保険業	-	-	-	-	-	-
不動産業	49	31	△ 333	△ 18	76	-
電気、ガス、熱供給、水道業	-	236	-	236	-	-
物品賃貸業	-	-	-	-	-	-
学術研究、専門・技術サービス業	-	-	-	-	-	-
宿泊業	159	157	△ 50	△ 1	0	-
飲食業	0	0	0	0	-	-
生活関連サービス業、娯楽業	242	29	198	△ 212	-	-
教育、学習支援業	-	-	-	-	-	-
医療、福祉	-	-	△ 103	-	-	-
その他のサービス	4	6	△ 122	1	59	-
国・地方公共団体等	-	-	-	-	-	-
個人の	66	56	△ 82	△ 10	-	-
その他	-	-	-	-	-	-
業種別合計	1,085	1,090	△ 368	4	182	0

(注) 1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地区別」の区分は省略しています。
2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

ニ. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクスポージャーの額			
	2017年度		2018年度	
	格付有り	格付無し	格付有り	格付無し
0%	-	17,472	-	18,854
10%	-	2,357	-	4,591
20%	200	23,576	200	23,305
35%	-	2,666	-	2,536
50%	1,605	3,831	2,416	5,043
75%	-	12,729	-	13,106
100%	400	29,865	924	34,501
150%	-	345	-	531
200%	-	-	-	-
250%	200	-	-	-
1,250%	-	-	-	-
その他	-	-	-	-
合計		95,252		106,012

(注) 1. 格付は適格格付機関が付与しているものに限ります。
2. エクスポージャーは信用リスク削減手法適用後のリスクウェイトに区分しています。
3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関関連エクスポージャーは含まれておりません。

用語のご説明

- ・**エクスポージャー**
リスクにさらされている資産のことを指しており、貸出金などの与信取引と有価証券などの投資資産が該当します。
- ・**リスク・ウェイト**
自己資本比率を算出する際の分母に相当する額（リスク・アセット額）を求めするために使用する資産や種類毎の掛目のことです。

自己資本の充実の状況等

(4) 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法とは、金庫が抱えている信用リスクを軽減化するための措置をいい、具体的には、預金担保、有価証券担保、保証などが該当します。当金庫では、融資の取り上げに際し、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質など、さまざまな角度から可否の判定をしており、担保や保証による保全措置は、あくまでも補完的な位置付けとして認識しております。したがって、担保または保証に過度に依存しないような融資の取り上げ姿勢に徹しております。ただし、与信審査の結果、担保または保証が必要な場合には、お客様への十分な説明とご理解をいただいた上で、ご契約頂くなど適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、有価証券、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証、政府関係機関保証、民間保証等がありますが、その手続きについては、金庫が定める「貸出金事務取扱規程」および「不動産担保取扱要領」等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行っております。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証取引に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、すべての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、金庫が定める「貸出金事務取扱規程」や各種契約書等に基づき、法的に有効である旨確認の上事前の通知や諸手続を省略して払戻充当いたします。

バーゼルⅢにおける信用リスク削減手法として、当金庫が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続については、金庫が定める規定・基準等により適切な事務取扱いならびに評価・管理を行っております。一方、当金庫が扱う保証には、政府保証と同様の信頼度を持つ信用保証協会保証があります。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

●信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証	
		2017年度	2018年度	2017年度	2018年度
信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額		618	822	2,095	2,240
①ソブリン向け		-	-	-	-
②金融機関および第一種金融商品取引業者向け		-	-	-	-
③法人等向け		202	360	-	-
④中小企業等・個人向け		366	364	1,911	2,039
⑤抵当権付住宅ローン		-	0	-	-
⑥不動産取得等事業向け		-	-	-	-
⑦三月以上延滞等		-	-	0	0
⑧上記以外		49	98	182	199

(注)当金庫は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

(5) 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

(6) 証券化エクスポージャーに関する事項

証券化とは、金融機関が保有するローン債権や企業が保有する不動産など、それらの資産価値を裏付けに証券として組み替え、第三者に売却して流動化をすることを指します。

一般的には証券の裏付けとなる原資産の保有者であるオリジネーターと、証券を購入する側である投資家に大きく分類されますが、投資業務においては、主に有価証券運用の多様化の一環として購入しております。

当該証券投資にかかるリスクの認識については、市場動向、裏付資産の状況、時価評価および適格格付機関が付与する格付情報などにより把握すると共に、ALM委員会で検討協議し、適切なリスク管理に努めております。また、証券化商品への投資は、他の運用商品と共に、有価証券にかかる投資方針の中で定める投資枠内での取引に限定すると共に、取引にあたっては、当金庫が定める「資金運用基準」に基づき、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理をしております。

●保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

イ.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ありません。

ロ.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

自己資本の充実の状況等

- 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイト区分ごとの残高および所要自己資本の額等

イ.証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

該当ありません。

ロ.再証券化エクスポージャー

該当ありません。

- 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無および保証人に適用されるリスク・ウェイトの区分毎の内訳

該当ありません

- 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当ありません

(7) 出資等エクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続の概要

出資等について経営体力に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

保有する出資等については、市場価格の変動によって資産価値が減少した場合に損失を被るリスク、いわゆる価格変動リスクが伴います。当金庫では、上場株式については日々評価額を把握し、非上場株式等については、財務諸表や運用報告をもとにした評価を適宜実施する等、内部管理規程に基づき適正な運用管理を行っています。

価格変動に伴う予想損失額の算出については、株価指数の一定の変動幅を基に計測を行い、ALM委員会や経営会議においてその状況をモニタリングし、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引に係る会計処理については、内部規程および一般に公正妥当と認められる企業会計慣行に従い適正な処理を行っています。

- 出資等エクスポージャーの貸借対照表計上額等

(単位：百万円)

		売買目的有価証券		その他有価証券で時価のあるもの					その他有価証券で時価のないもの
		貸借対照表計上額	当期の損益に含まれた評価損益	取得原価(償却原価)	貸借対照表計上額	評価差額		貸借対照表計上額	
						うち益	うち損		
上場株式	2017年度	—	—	24	22	△2	—	2	—
	2018年度	—	—	492	482	△9	15	24	—
非上場株式	2017年度	—	—	37	37	0	0	—	410
	2018年度	—	—	37	37	0	0	—	411
合計	2017年度	—	—	61	60	△1	0	1	410
	2018年度	—	—	529	520	△8	16	24	411

(注) 1.貸借対照表計上額は、期末日における市場価額に基づいております。

2.上記の「非上場株式等」は、非上場株式のほか、信金中央金庫普通出資金です。

- 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

(単位：百万円)

		売却額			株式等償却
			売却益	売却損	
出資等エクスポージャー	2017年度	68	4	1	—
	2018年度	34	—	5	—

自己資本の充実の状況等

(8) オペレーショナル・リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続きの概要

オペレーショナル・リスクとは、金融機関の内部管理体制の不備やシステムトラブルによる事故、災害等の外的事象から生じる損失に係るリスクのことで、リスク要因は広範に存在しています。

当金庫では、事務リスク、システムリスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスクについて重要度の高いリスクであると認識し、リスク顕現化の未然防止および発生時の影響度の極小化に努めています。

種 類	内容と当金庫の対応
事 務 リ ス ク	事務リスクとは、事務上のミスや不正により損失を受けるリスクのことで、当金庫では、本部検査部門が営業店に対して定例的に臨店検査を実施する一方、営業店には店内検査の月例実施を義務づけているほか、日常の事務ミス防止のため内部規程の整備と研修の実施等により事務処理水準向上や事故の未然防止のために万全の体制をとっています。
システムリスク	システムリスクとは、コンピューターシステムの故障・誤処理・不正利用・破壊や情報漏洩等により損失を被るリスクのことで、当金庫では、このリスクを排除・軽減するために、回線の二重化および情報漏洩防止等のセキュリティ対策を実施しています。
人 的 リ ス ク	人的リスクとは、人事運営上の不公平・不公正およびセクシャルハラスメント等の差別的行為から生じる損失・損害をいいます。
有形資産リスク	有形資産リスクとは、災害その他の事象から生じる有形資産の毀損・損害をいいます。
風 評 リ ス ク	風評リスクとは、評判の悪化や風説の流布等により、金融機関の信用が著しく低下し、金融機関が損失を被るリスクのことで、当金庫では、風評リスク管理規程および管理要領を作成し全ての役職員が対応できる内部体制を整備するとともに、お客様からの苦情やマスコミ報道等の風評関連情報を確認するなど、十分な管理態勢を確保しています。

●オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は、粗利益をベースに算出する基礎的手法を採用しています。

●オペレーショナル・リスク相当額

2019年3月期のオペレーショナル・リスク相当額は、196百万円です。

(9) リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

	2017年度	2018年度
ルックスルー方式を適用するエクスポージャー		3,550
マンドート方式を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（250%）を適用するエクスポージャー		—
蓋然性方式（400%）を適用するエクスポージャー		—
フォールバック方式（1250%）を適用するエクスポージャー		—

(10) 金利リスクに関する事項

●リスク管理の方針および手続きの概要

金利リスクとは、市場金利の変動によって受ける資産価値の変動や、将来の収益性に対する影響を指しますが当金庫においては、双方ともに定期的な評価・計測を行い、適宜対応を講じる体制としております。

金利リスクは取ってはならないリスクではなく、収益を上げるために一定のリスクを引受け、経営体力（自己資本）の範囲内でコントロールしていくものと認識しております。

当金庫では金利リスクについて市場リスクの一つとして管理しています。また金利リスクのうち、銀行勘定の金利リスク（以下IRRBB：Interest Rate Risk in the Banking Book 市場リスクのうち、トレーディング勘定等を除く全ての金利観濃度資産・負債、オフバランス取引に係る金利リスク）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

また、当金庫ではALM管理体制のもと、自己資本に対するIRRBBの比率にアラームポイントを設定し管理することで、健全性の確保に努めています。計測の頻度は月次ベースで計測をしています。

●金利リスクの算定方法の概要

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年

流動性預金に割り当てられた最長の金利更改満期は5年

流動性預金への満期の割当て方法（コア預金モデル等）およびその前提については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

固定金利貸出の期限前償還については考慮していません。定期預金の期限前解約については金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

複数の通貨の集計方法およびその前提については通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。なお、金利リスクの合算において通貨間の相関等は考慮していません。また、一部の通貨については金利改定満期に基づくキャッシュ・フローを他の通貨に集約して金利リスクを算出しています。

当金庫ではIRRBBの算出にあたり、割引金利にスプレッドを含めず、キャッシュ・フローにスプレッドを含めて計算しています。またΔEVEとΔNIIに重要な影響を及ぼす内部モデル等の使用はしていません。

なお、今回は開示初年度であるため全事業年度末からの変動に関する説明は記載しておりません。

当金庫の重要性テスト結果は監督上の基準値である20%に対し2019年3月末現在42.7%となりますが、これをもって過大なリスクテイクを行っているということではなく、引き続き資産と負債のバランスを考慮したリスク管理を行ってまいります。

ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測する場合の金利ショックに付いては、過去の事例や、景気シナリオに基づく金利変動とされています。

自己資本の充実の状況等

当金庫では、リスク資本配賦の一環として、金利リスクをVaRなどにより管理しており、預貸金や債券のVaRに基づくリスク量に上限ガイドラインを設定しています。具体的には部門毎に配賦されたリスク資本の範囲内で、有価証券投資などの市場取引や預貸金といった商品毎のVaR（信頼区間99.0%、観測期間5年、保有期間6ヵ月（有価証券）、1年（預貸金等））に基づく市場リスク量に対し、リスク限度額を設定し管理することで健全性の確保に努めています。また、市場取引については、VaRに基づく市場リスク量の管理に加え、残高による運用上限枠や評価損益アラームポイントなども設定しておりリスクのコントロールを行っています。また、自己資本の充実度の評価やストレステストの実施にあたり、過去の事例や景気シナリオに基づく金利変動による影響等を定期的に検証しています。

さらに、収益管理や経営上の判断その他の目的では市場環境等を踏まえた金利の見通しなど実現性の高い金利変動等を想定し金利リスクを計測しています。

項番		ΔEVE		ΔNII	
		イ	ロ	ハ	ニ
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,148			
2	下方パラレルシフト	—			
3	スティープ化	1,727			
4	フラット化				
5	短期金利上昇				
6	短期金利低下				
7	最大値	2,148			
		ホ		ヘ	
		当期末	前期末	当期末	前期末
8	自己資本の額	5,021			

- (注) 1. 金利リスクの算定方法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。
 2. 「金利リスクに関する事項」については、平成31年金融庁告示第3号（2019年2月18日）による改正を受け、2019年3月末から金利リスクの定義と計測方法等が変更になりました。このため、開示初年度につき当期末のみを開示しております。
 なお、昨年開示した旧基準による「金利リスクに関して内部管理上使用した金利ショックに対する損益・経済価値の増減額」（2017年度）は、691百万円であり、この算出に使用した金利ショックは、旧アウトライヤー基準に係るパーセンタイル値であり、当期末のΔEVEとは計測定義等が異なります。このため両者の差異が金利リスク量の増減を示すものではありません。

●内部管理上使用した銀行勘定における金利リスク算定手法の概要

項目	手法等の内容
計測手法	VaR（バリュー・アット・リスク）
前提条件	信頼区間99.0%、観測期間5年、保有期間6ヵ月（有価証券）、1年（預貸金等）
コア預金	流動性預金全般（当座、普通、貯蓄等）
算定方法	①過去5年間の最低残高 ②過去5年間の最大年間流出量を現残高から差し引いた残高 ③現残高の50%相当額 } 3つのうち最小の額を上限
満期	5年以内（平均2.5年）
金利感応度資産・負債	預金、貸出金、有価証券、預け金、その他の金利・期間を有する資産・負債
リスク計測の頻度	月次（前月末基準）

●内部管理基準に基づく金利リスク

	当期末	前期末
金利ショックに対する損益・経済価値の増減額	2,835	2,448

■その他のリスクに関する事項

(1) 市場リスクに関する事項

市場リスクとは、金利、為替、株式等さまざまな市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債の価値が変動し損失を被るリスクのことです。

●リスク管理の方針および手続の概要

当金庫では、市場リスクについて、経営体力や管理能力等に見合ったリスク管理を行うことにより適正な収益を確保することを基本方針としています。

資産（貸出、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格の変動をもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などの市場リスクに対応するため、当金庫では市場リスクに関する事項を審議する機関としてALM委員会を設置し、リスク・収益の状況に基づき経営会議において市場リスクを一元的に管理する体制としております。加えて、市場リスク量を計測し、リスク量を自己資本の範囲内でリスクテイクを行う仕組みとし、その状況をモニタリングするとともに、定期的に経営会議へ報告しています。

リスク量については、BPV法によりリスク量を計測し管理しています。さらに、損益に影響を及ぼす可能性がある事象についてシミュレーションを実施し、将来の収益見通しに役立てています。

(2) 流動性リスクに関する事項

流動性リスクとは、予期せぬ資金の流出により資金不足に陥り、窓口やATMでの支払や決済資金が確保できなくなるリスクのことです。

●リスク管理の方針および手続の概要

流動性リスクについては、支払準備資産を信金中央金庫へ預け入れるとともに、信金中央金庫が流動性への対応を図るといった業界としてのバックアップ体制が整っています。

また、日常の資金繰りに備えるため流動性リスクを適切に管理し、日々の資金繰りに問題が生じることのないよう万全を期しています。